

**令和8年度 那須塩原市黒磯文化会館
(大正堂くろいそみるひいホール)**

トライアル・サウンディング募集要項

**那須塩原市教育部生涯学習課
令和8年9月**

1 トライアル・サウンディングの目的

トライアル・サウンディングは、那須塩原市が利活用を検討する公共施設等において、暫定利用（トライアル）する民間事業者等を募集し、一定期間、暫定的に事業を試行することで、当該施設が有する利用可能性を調査する制度です。

那須塩原市黒磯文化会館は、1982年に開館し、これまで多くの方にご利用いただけてきました。今回、民間事業者の皆様に黒磯文化会館を暫定的に利用し、実際の集客性や採算性を確認していただく「トライアル・サウンディング」を実施します。より施設の魅力を引き出し、市民に親しまれる施設の在り方や課題が明らかになることを期待しています。

何よりもまずは、お気軽に、お試して使ってください。

2 期待される効果

(1) 参加事業者のメリット

- ① 提案内容が、利用者のニーズやコンセプト等とマッチしているかを確認することができます。
- ② 当該施設等の立地、使い勝手、活用に必要な設備及び投資額等、事業の採算性を把握することができます。
- ③ 暫定利用のため、リスク負担が少なく、低コストで参画できます。
- ④ 事前に市の考え方を確認できるため、実際の募集への参加判断と市の意図を踏まえた事業提案ができます。
- ⑤ 自らの事業提案やそれに伴う意見や考えを公募内容に反映させることができます。

(2) 那須塩原市のメリット

- ① 早い段階で市場性を確認することで、対象施設の滞在性や幅広い検討・新たな課題発見が可能になります。
- ② 事業者の皆様の実業集客力、施設との相性などを確認することができます。
- ③ 事業者の皆様の自由な発想に基づく提案により、利用者にとって魅力的な空間を創出することができます。
- ④ 事業者の皆様が求める条件、要望等を把握することができ、今後の事業展開に役立てることができます。

3 施設の概要

施設名称	大正堂くろいそみるひいホール（那須塩原市黒磯文化会館）
所在地	那須塩原市上厚崎 4 9 0
敷地面積	23,004.50㎡
用途地域	商業地域
建蔽率・容積率	18%・28%
トイレ	市民ホール：男女それぞれ1か所 大ホール：男女それぞれ2か所 小ホール：男女それぞれ1か所
駐車場台数	第1駐車場 350台 第2駐車場 150台
建物概要	鉄筋コンクリート造 地上4階、地下2階 建築年：昭和57年 大ホール1450席／小ホール400席 大ホールは県内3番目のキャパシティーがあります

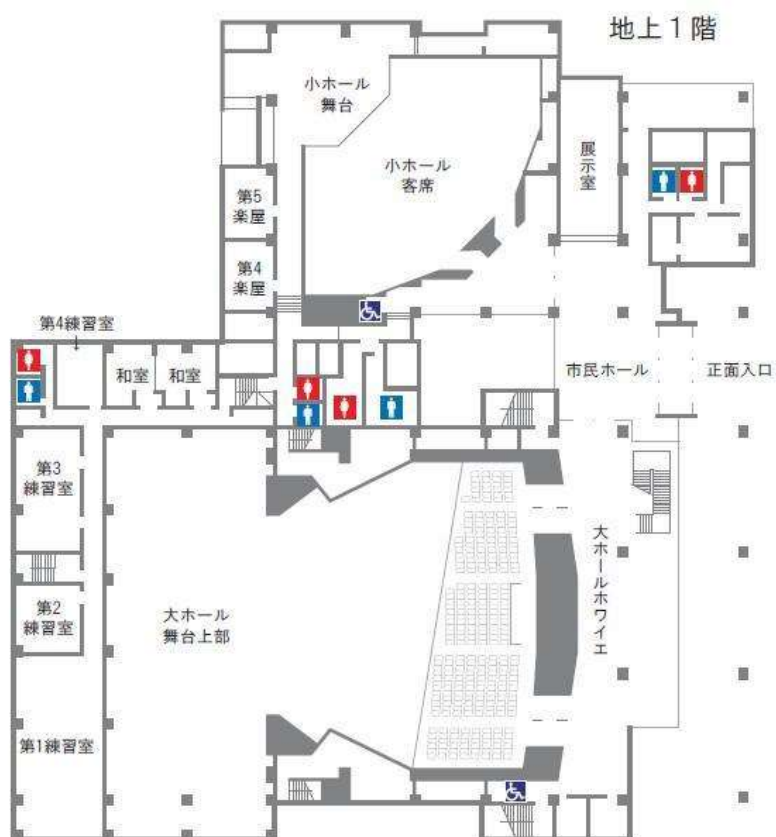
会館利用の注意事項

- ・館内に飲食スペースはありません。
ホワイエ内は飲食可能ですが、ホール客席への持込みはできません。
- ・屋外での直火の使用はできません。

4 対象となるスペース

対象となるのは、 で示した館外のスペースです。

黒磯文化会館 館内図（1階）



館外の様子



利用事例

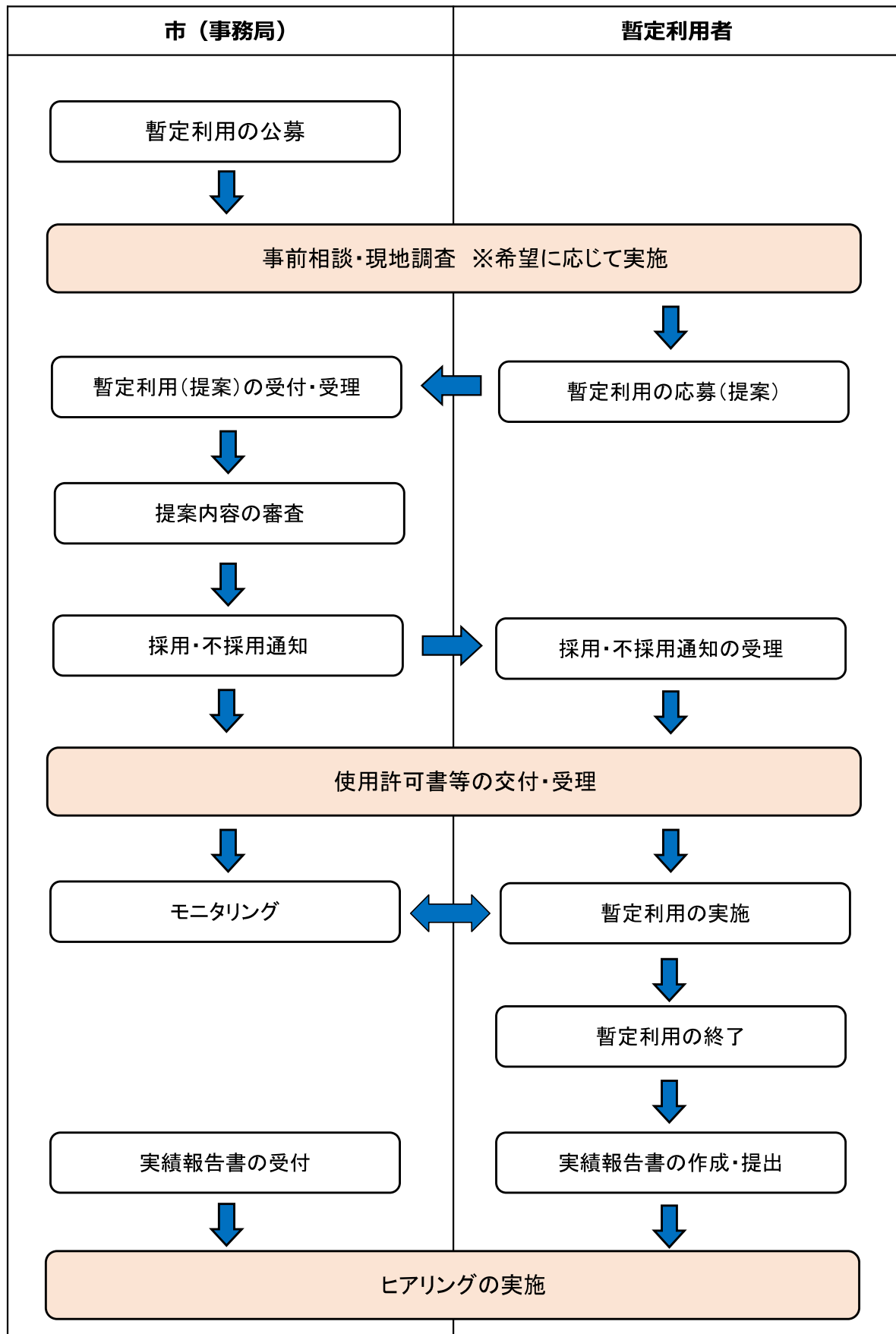


利用事例としてキッチンカー、物販などを想定しています。
※館内でイベントを開催している日は、大きな音を伴う利用（発電機含む）は、できない場合があります。

5 トライアル・サウンディングの流れ及びスケジュール

1	事業の募集・実施	令和8年9月30日（水）～令和8年12月6日（日）
2	事前相談・現地調査 （希望者のみ）	令和8年9月30日（水）～ 市と日程調整のうえ随時実施。 希望者は8 応募方法(2)事前相談及び(3)現地調査に示す「事前相談申込書」「現地調査申込書」を提出してください。
3	暫定利用受付	令和8年9月30日（水）～令和8年11月2日（月） 暫定利用を希望する民間事業者等から提案を受付。 提案時には、8 応募方法(1)提出書類に示す書類を提出してください。
4	内容審査	提案内容を審査します。 このトライアル・サウンディングの趣旨に合致する暫定利用の場合、実施事業として認定します。
5	使用に要する許可等	審査を通過した事業は、指定場所について使用許可となります。
6	暫定利用	許可内容に応じた暫定利用を実施。 利用期間は原則1日から1か月程度まで。 ※各種イベントが重なった場合や予約状況によっては、日時の変更をお願いする場合があります。
7	モニタリング及びヒアリング 実績報告書の提出	暫定利用中及び終了後に実施。 12モニタリング及びヒアリングに示す書類を提出してください。 実績報告書提出期限：暫定利用終了後、2週間以内

那須塩原市黒磯文化会館におけるトライアル・サウンディング実施フロー



6 参加資格条件等

(1) 応募者の条件

- ① 応募者は、事業内容を実行できる意思と能力（運営力、財産力等）、資格、技術及び組織（人員体制）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。
- ② 応募者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体等）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に暫定利用者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。
- ③ 応募者は、市及び必要に応じて施設管理者、指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、暫定利用に向けた諸条件の変更等に柔軟な対応ができる者としてします。

(2) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、暫定利用者及び暫定利用者の構成員になることができません。応募後においても同様の取扱いとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく市の入札参加制限を受けている者
- ③ 利用申請書提出時点で、那須塩原市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく手続き開始の申立てがなされている者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する団体又はその構成員。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
- ⑦ 市税等を滞納している者

(3) その他失格事項

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③ 本募集要項に定める手続きを順守しない場合

7 暫定利用に関する留意事項

(1) 施設使用料

暫定利用に係る施設使用料は免除(無料)とします。ただし、暫定使用に伴い、水道光熱費等が発生する場合は、相当の負担金を徴収することがあります。

(2) 暫定利用期間

提案に基づく暫定利用の期間は、原則1か月以内とします。ただし、提案内容によっては、暫定利用期間は延伸または短縮できるものとします。また、各種イベント等が重なった場合は、予約状況によっては実施期間・日時の変更をお願いする場合があります。

(3) 実施期間

令和8年9月30日（水）～令和8年12月6日（日）

休館日の他、利用上の都合又はやむを得ない事情がある場合には使用を不可とします。

(4) 実施時間

開館時間内で利用を希望する時間帯

開館時間：午前9時00分～午後10時00分

(5) 費用負担

応募に係る費用、暫定利用に関するすべての費用及び暫定利用後における原状回復に係る費用はすべて暫定利用者の負担とします。

(6) 提出書類の取扱い・著作権等

- ① 提出書類の著作権は暫定利用者に帰属するが、提出書類は返却しないものとします。また、暫定利用者の書類及びその内容については、提案審査以外では暫定利用者に無断で使用しないものとし、第三者に情報を漏らすこともありません。
- ② 暫定利用の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った暫定利用者が負うものとします。

(7) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属するものとします。

(8) 守秘義務

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないでください。また、暫定利用にあたって知りえた情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。

(9) その他

- ① 今後、利用者の募集をする際、トライアル・サウンディングへの参加実績は後の選定プロセスに影響をあたえるものではありません。
- ② 書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 1）を提出してください。
- ③ 暫定利用において施設内での破損・紛失・盗難など利用者及び第三者に生じた損害は、本市に故意又は重過失がある場合を除き、本市は責任を負わないものとします。

8 応募方法

(1) 提出書類

- ① 利用希望者は、次の書類を各 1 部、募集期間中に市へ提出するものとします。なお、5 行政財産使用許可申請書は、事業認可後、市に提出して許可を受けてください。
※ 2、3 及び 5 の様式については、市ホームページからダウンロードできます。

提出書類		内 容	様式番号
1	提案（事業）概要	利用者名・事業内容・施設の利用 範囲・スケジュールなど	任意様式
2	誓約書		様式 2
3	応募者調書		様式 3
4	市町村税完納証明書	令和 7 年度分	
5	行政財産使用許可申請書		

- ② 提出方法は、持参又は郵送とします。持参の場合、提出時間は市役所開庁日（平日）の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までとし、土日祝日は受付できません。郵送の場合は、令和 8 年 1 月 2 日（月）の消印有効とします。
- ③ 提出書類の提出先
〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町 2 番 3 号
那須塩原市 教育委員会事務局 生涯学習課 文化振興係
電話：0287-37-5419
メール：shougaiagakushu@city.nasushiobara.tochigi.jp

(2) 事前相談

- ① 暫定利用者より「様式 4 事前相談申込書」の提出があった場合は、事前に事務局と

日程調整を行った上で事前相談を実施するものとします。

- ② 事前相談の有無は提案審査に影響することはありません。
- ③ 事前相談に関する全ての書類作成及び提出等に係る費用は、暫定利用者の負担とします。

(3) 現地調査

- ① 提出書類作成のために現地（施設）調査を希望する場合は、「様式5 現地調査申込書」を提出し、事前に事務局と日程調整を行ったうえで現地調査を実施することができるものとします。
- ② 現地調査に当たっては、施設管理者及び来館者（利用者）へ迷惑を及ぼさないこと、また、施設運営に支障のない範囲で許可するものとします。

9 提案要件

(1) 提案内容について

提案内容は、次の全てに該当するものとします。

- ① 確実に実施できる内容であること。
- ② 公共施設等を利用する市民等の利便性やサービスが向上するものであること。
- ③ 暫定利用に当たって、市に財政負担を求めるものではないこと。

(2) 提案の対象外となるもの

- ① 政治的又は宗教的活動
- ② 青少年に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥ 黒磯文化会館の運営方針に合わない活動等

(3) 特に期待する提案内容

文化会館の利用者が来館する際の楽しみとなるような賑わいのある場所、住民の皆様にとって楽しく身近な場所となるようなサービスの提案を期待しています。

- ① 物販、飲食店出店、キッチンカー出店、イベントの実施案
- ② 人々の交流の促進を図る提案（フリーマーケット等）
- ③ 企業による自社の活動紹介（自社製品PR等）

10 提案審査

(1) 提案審査

応募者の提出書類について、「別紙 那須塩原市黒磯文化会館トライアル・サウンディング提案審査表」に基づき、事務局において審査を行い60点以上かつ本事業の趣旨に合致する場合、暫定利用者として選定します。60点未満の場合は暫定利用者として選定しません。なお、内容に確認すべき事項がある場合は、個別ヒアリングを実施する場合があります。

(2) 審査結果の通知

使用許可となった暫定利用者に対し、行政財産使用許可書を交付します。また、審査結果については、応募者全員に電子メールにより通知するとともに、市のホームページへ「暫定使用者の名称」「提案事業概要」を公表します。なお、審査結果に対する異議は申立てすることができないものとします。

11 事業実施に関する留意事項

(1) 責任及びリスクの考え方

トライアル・サウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方は、暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行するものとし、トライアル・サウンディングの実施に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとしします。

(2) 許可証の扱い

行政財産使用許可書が交付された暫定利用者は、当該許可書等に記載された条件を遵守して公共施設等を使用しなければなりません。なお、使用期間中は、当該許可書等を携行してください。

(3) 事業終了時

原状復帰の上、返却してください。

(4) 事業中止となる場合

提案した利用内容に反するなど、事業の目的から逸脱し、市からの警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止することがあります。

(5) その他の留意事項

① 暫定利用内容の変更について

荒天等でやむを得ず暫定利用を中止する場合、又は極端に利用時間が短くなる場合は、市へ事前に連絡してください。

② 衛生関係について

- ・ 衛生管理を徹底し、販売品等の品質を確保してください。
- ・ 必ずゴミ箱を使用場所の直近の見やすい場所に設置し、自ら処分してください。

③ 食品・酒類の提供について

- ・ 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期してください。
- ・ アレルゲン表示の義務は食品表示法で加工食品に限られていますが、暫定利用者の判断で消費者への配慮を行ってください。
- ・ 安全対策を万全にし、事故防止に努めてください。
- ・ 酒類の販売は禁止します。

④ インフラ（上下水道、電気等）について

黒磯文化会館のインフラ（電気設備や水道設備等）は原則使用できません。必要に応じて暫定利用者の負担で用意してください。また、暫定利用により生じた排水は、文化会館敷地内で流さず、持ち帰りの上、適正に処分してください。文化会館の備品も使用できませんので、暫定利用に必要な物品は暫定利用者が自ら用意してください。

⑤ 不測の事態への対応について

イベント保険等に参加したうえで、自然災害、人為災害又は事故等あらゆる不測の事態に対して適切な措置を講じてください。

⑥ 苦情等の対応について

- ・ 暫定利用による事故や苦情等のトラブルには、責任を持って迅速に対応してください。なお、発生した事故や苦情等のトラブルは、その内容を市に報告してください。
- ・ 来館者や近隣住民の生活に影響を与える行為（拡声器を使用した呼び込み、大音量でのBGM使用等）は禁止します。

⑦ 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、「5類感染症」になりましたが、政府の「基本的感染対策の考え方」に基づき、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、感染対策に取り組んでください。

⑧ その他

- ・ 事業終了後に使用中の写真を提出していただきますので、状況写真を撮影してください。
- ・ 本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令及び本市条例を遵守してください。
- ・ その他不明な点については、本市と協議するものとします。その協議が折り合わなければ、市の指示に従っていただくものとします。

12 モニタリング及びヒアリング

(1) モニタリングの実施について

市は、使用の様子を客観的に観察し、効果等を検証します。暫定利用者は、使用期間中に事務局が実施するモニタリング調査に協力するものとします。有効なモニタリング調査とするため、利用者への声かけなど、積極的な実施にご協力をお願いします。

(2) 事業報告書の提出・ヒアリングの実施について

暫定利用者の使用期間が満了した後に、本市は暫定利用者から使用についての感想、民間活力導入アイデア（事業内容・手法・条件等）を伺うため、事業終了後2週間以内にヒアリングの場を設けます。ヒアリングの際、暫定利用者は、次の①提出書類に記載の書類を本市に提出してください。提出内容については、提案者の知的財産権に配慮した中で提案者が公表を認めた事項のみ公表を行います。

提出書類（事業終了後2週間以内）

提出書類	内 容	様式番号
実績報告書	事業継続判断、事業実施利点、事業採算性、課題等	様式6
実施中の写真	暫定利用中の様子が分かるもの	
収支報告書	実施に係る各項目ごとの収支が分かる書類	任意様式

13 担当課（事務局）

那須塩原市 教育委員会事務局 生涯学習課 文化振興係

電話：0287-37-5419

メール：shougaigakushu@city.nasushiobara.tochigi.jp